

# 下館河川事務所における土木工事書類縮減への取り組みについて

## 目的

公共工事の工事現場においては、品質の良い構造物を造ることはもとより、その構造物の品質を確保するため、様々な工事書類の作成が求められています。  
工事書類については、従来「土木工事施工管理の手引き(平成10年版)」を参考に運用してきましたが、平成20年4月に工事書類の統一化・簡素化を目的とし「土木工事書類作成マニュアル(案)」を作成し試行運用しました。さらに、その試行運用結果を踏まえ、平成21年3月には「土木工事書類作成マニュアル」が作成されました。当事務所におきましては、平成20年度工事を対象にマニュアル(案)を試行運用し検証した結果、約8割の請負者について、「縮減感がない又は僅かである」という結果となりました。  
そこで、現在のマニュアルの中で、マニュアル内容の徹底や工夫により工事書類の量・作成労力を減らし、より縮減感のある実施方式の統一を図るものです。

## 取り組みへの基本方針

- ◎工事書類に作成に関しては、基本的に「土木工事書類作成マニュアル」のとおりとする。
- ◎現場での立会等の工夫により書類作成量を縮減及び労力を縮減し省力化を図る。
- ◎請負者が工事書類の縮減を実感出来るものとする。

## 縮減への取り組み

### (1) 作成書類量の縮減

- ①材料確認願 → 指定材料の品質確認一覧表のみ提出とする
- ②立会確認願 → 不可視部分の立会回数を慣例でなく原則1回とし、あとは写真撮影とする
- ③品質管理様式の統合 → 測定結果一覧表(バラツキの%を追記)のみとし、総括表、管理図表は同じ内容のため不要
- ④出来形管理様式の統合 → 測定結果一覧表(バラツキの%を追記)のみとし、総括表、管理図表は同じ内容のため不要
- ⑤工事提出書類の部数 → 2部提出しているものを1部とする  
「土木工事施工管理の手引き 平成10年度版」以外根拠なし

### (2) 作成手間の縮減

- ①材料の品質証明資料 → 提出する材料を施工計画書に記載し事前に確認
- ②総合評価計画書作成 → 簡易型の場合は一覧表、施工計画書に記載等、作成手間を省力化する
- ③除草工事の展開図 → 貸与した展開図の修正のみとし、労力は変更で対応  
展開図の作成に1ヶ月程度必要。貸与の展開図を修正するのみで対応可能。

## 縮減効果の予想

### 抽出工事(H20年度完成工事)での工事書類縮減の予想

- ①材料確認願 : 樋管50%減(6→3件)、築堤100%減(3→0件)、護岸81%減(16→3件)、維持除草 減なし(3→3件)
- ②立会確認願 : 樋管63%減(11→4件)、築堤78%減(23→5件)、護岸75%減(62→15件)、維持除草 50%減(2→1件)
- ③品質管理・出来形管理 : 66%減(3→1件、一覧表のみで総括表、管理図表は不要)
- ④工事書類部数 : 50%減(全て2→1部)

さらに材料確認願、立会確認願については書類減の外に、確認のための立会回数も減となる。

## 実施及び検証

実施: 平成21年11月から本格的に着工する当事務所発注工事すべてについて、上記に基づいた工事書類の縮減を実施します。

検証: 平成22年3月には、各発注工事の請負者に対し、アンケート調査を実施し、縮減感の確認を行うとともに、さらに現行のマニュアルの問題点やさらなる縮減の方向を見いだしたいと考えています。

## 参考

「土木工事書類作成マニュアル」 URL: <http://www.ktr.mlit.go.jp/kyoku/tech/doboku-manual.pdf>